

省内改革推進プロジェクトチーム設置要綱

〔平成20年12月16日
大臣伺い定め〕

1 目的

「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の提言等を踏まえ、その具体化と実施の検討を行うため、厚生労働省内に「省内改革推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 省内改革推進プロジェクトチームの構成

- (1) 省内に、事務次官を長とするプロジェクトチームを設置する。
- (2) プロジェクトチームに主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は事務次官とし、主査代理は厚生労働審議官とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、プロジェクトチームのメンバーは別紙1の職にある者とする。

3 幹事及び調整員の設置

- (1) プロジェクトチームの下に幹事及び調整員を置く。
- (2) 幹事は別紙2の職にあるものとし、調整員は別紙3の職にある者とする。

4 検討班の設置

- (1) 必要に応じて、個別のテーマ毎に検討班を置く。
- (2) 検討班には、主査及び副主査を置く。
- (3) 検討班の主査は幹事の中からプロジェクトチームの主査が指名し、検討班の主査を補佐するための副主査は事務局員の中から検討班の主査が指名する。

5 事務局

- (1) プロジェクトチームに事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、事務局次長及び事務局次長代理を置く。
- (3) 事務局長は官房長とし、事務局長代理は総括審議官とし、事務局次長は大臣官房参事官（総務担当）とし、事務局次長代理は大臣官房総務課広報室長とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局のメンバーは厚生労働大臣が任命した者とする。
- (5) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

6 附則

この要綱は、平成20年12月16日から施行する。

別紙 1

主査 ; 事務次官
主査代理 ; 厚生労働審議官
副主査 ; 官房長（事務局長）
総括審議官（事務局長代理）

メンバー ; 総括審議官（国際担当）
技術総括審議官
大臣官房統計情報部長
大臣官房人事課長
大臣官房総務課長
大臣官房会計課長
大臣官房地方課長
大臣官房国際課長
大臣官房厚生科学課長
医政局長
健康局長
医薬食品局長
医薬食品局食品全部部長
労働基準局長
労働基準局安全衛生部長
労働基準局労災補償部長
労働基準局勤労者生活部長
職業安定局長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障）
参事官（社会保障）
政策統括官（労働政策）
参事官（労働政策）
政策評価審議官
社会保険庁長官
中央労働委員会事務局長

別紙 2

大臣官房人事課長
大臣官房参事官（人事担当）
大臣官房総務課長
大臣官房参事官（総務担当）
大臣官房会計課長
大臣官房参事官（会計担当）
大臣官房地方課長
大臣官房参事官（地方担当）
大臣官房国際課長
大臣官房国際課国際企画室長
大臣官房厚生科学課長
大臣官房統計情報部企画課長
医政局総務課長
健康局総務課長
医薬食品局総務課長
医薬食品局食品安全部企画情報課長
労働基準局総務課長
労働基準局安全衛生部計画課長
労働基準局労災補償部労災管理課長
労働基準局勤労者生活部企画課長
職業安定局総務課長
職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課長
職業能力開発局総務課長
雇用均等・児童家庭局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
保険局総務課長
年金局総務課長
政策統括官参事官（社会保障担当）
政策統括官参事官（労働政策担当）
政策評価官
社会保険庁総務部総務課長

別紙 3

政策調整委員
科学技術調整官